

岩手県告示第785号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和3年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和3年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	砂子沢第2地割、第5地割及び第7地割の各一部

2 調査期間 令和3年9月21日から令和4年3月31日まで